

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

企 業 局

- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程
○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

ページ

一 一 一 四 四

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第六号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二局長の項第一号ウ中「（企業職給料表（一）八級待遇以上の者に限る。）の任免」を「及び会計年度任用職員の任免（公営事業課長の専決に係るものを除く。）」に改め、同表公営事業課長の項第一号カ中「非常勤職員の」を「非常勤職員及び会計年度任用職員の」に、「の任免」を「及び会計年度任用職員（企業職給料表（一）五級相当待遇以下の者に限る。）の任免」に改め、同号ヨ中「臨時職員等の」及び「臨時職員等及びパート職員の」を「臨時職員等の」に改める。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第七号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和二年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」の下に、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第十四条」を加える。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 会計年度任用職員条例第一条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、第一号、第二号又は第三号に規定する給料表を適用する。

第三条中「単純労働職員」の下に「又は会計年度任用職員」を加える。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第八号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十九条第二号二を削る。

第二百五十九条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二第二項後段」に改める。

第六十条第一項中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

別表第一勘定科目表費用勘定(1)の表中

「給 料 職員の本給」

」を

「給 料 職員（臨時職員及び会計年度任用職員を含む。以下こ
の表において同じ。）の本給」に

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等臨時職員及び人夫の賃金」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

「報酬」を「臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬」に改め、別表第一勘定科目

「報酬」を「臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬」に改め、別表第一勘定科目

「報酬」を「臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬」に改め、別表第一勘定科目

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

「法定福利金」を「事業主負担の共済組合の負担金、各種保険等の保険料及び公務災害補償費等」に改め、別表第一勘定科目表費用勘定(2)の表中「報酬」に「報酬」に改め、別表第一勘定科目

勘定科目表負債勘定の表中「未払賃金」を削り、「未払賃金」を「未払賃金」に改める。
 別表第二支出負担行為の整理区分(その一)の表賃金の項を削る。
 様式第四十六号中「平成」を削る。
 様式第五十六号を次のように改める。

様式第56号 (その1)

納付票番号		納 付 票 兼 領 収 票				年度	
第 号						十 億	
依頼人		住所 (フリガナ)		氏名		納入金額	
会 計 名		口 座 番 号		納 入 場 所		納入内容	
株式会社七十七銀行県庁支店		普通預金		株式会社七十七銀行及び株式会社仙台銀行本店又は各支店		受取人 (フリガナ) 会計名	
上記の金額を納入します。		年 月 日		上記の金額を納入しました。		領収印	
納入者 → 金融機関 → 納入者							

(178×116 印刷ピンク)

(その2)

納付票番号 第 号	収 納 票						年度
依頼人 住所 (フリガナ) 氏名	納入金額	十億		百万		千	円
氏名	納入内容						
会 計 名	受取人 (フリガナ)						
口座番号	株式会社七十七銀行県庁支店						
普通預金							宮城県公営企業管理者
(款) (項) (目) (節)	出納取扱金融機関 県庁支店宛て直接付替又はテレにて送金のこと						領収印
年 月 日							
納入者 → 金融機関							

(その3)

納付票番号 第 号	領 収 済 通 知 票						年度
依頼人 住所 (フリガナ) 氏名	納入金額	十億		百万		千	円
氏名	納入内容						
会 計 名	受取人 (フリガナ)						
口座番号	株式会社七十七銀行県庁支店						
普通預金							宮城県公営企業管理者
(款) (項) (目) (節)	上記金額領収済につき通知します。 宮城県企業出納員殿 出納取扱金融機関						領収印
年 月 日							
納入者 → 金融機関 → 企業出納員							

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第九号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

項 目	基 準	
	濁度	十度以下
水素イオン濃度	pH六・〇から八・〇まで	pH六・〇から七・五まで
	仙塩工業用水道	仙台北部工業用水道

第十二条第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

基本水量は、原則として減量することができない。

第十五条第一項第二号中「、賃金」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 給水開始日が令和二年三月三十一日以前である使用者の基本水量の減量については、第十二条第

一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○宮城県企業局管理規程第十号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四

号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により連帯保証人を立てさせる場合は、相当の資力又は信用のある者を連帯保証人として貸付契約書に連署させなければならない。この場合において、個人が連帯保証人となるときは、当該連帯保証人が保証する極度額を貸付契約書に記載させなければならない。

第三十条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項の規定を準用する。

第三十条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 借受者が借り受ける普通財産の全部又は一部を事業のために使用する貸付契約において、個人が連帯保証人となるときは、当該貸付契約に先立ち、借受者は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 当該貸付契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 当該貸付契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第五十一条第一項中「提供させ」の下に「、及び連帯保証人を立てさせ」を加え、同条中第二項を

第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により連帯保証人を立てさせる場合は、相当の資力又は信用のある者を連帯保証人と

して売買契約書に連署させなければならない。

3 延納の特約をしようとする者は、売買代金等に係る資産の全部又は一部を事業のために使用する

場合であつて、個人が連帯保証人となる場合は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を

を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 当該延納の特約に係る契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行

状況

三 当該延納の特約に係る契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするもの

があるときは、その旨及びその内容

様式第十二号備考を次のように改める。

備考

備考

1 連帯保証人を変更しようとする場合には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 新連帯保証人が個人である場合においては、新連帯保証人の住民票の写本及び印鑑登録証明書

(2) 新連帯保証人が法人である場合においては、新連帯保証人の登記事項証明書、定款又は寄

附行為の写し及び印鑑登録証明書

- (3) 新連帯保証人が暴力団等に該当しない旨の誓約書
 - 2 新連帯保証人が日本国籍を有しない場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。
 - 3 借受財産の全部又は一部を事業のために使用する場合で、新連帯保証人が個人である場合において、別紙を添付してください。
- 様式第十二号に別紙として次のように加える。

別紙

借受人は、連帯保証人に対して保証委託をするに先立ち、民法第465条の10第1項各号に基づき下記1から3までの情報の提供を行い、連帯保証人は、当該情報について提供を受け、理解したことを確認する。

- 1 借受人の財産及び収支の状況
- 2 借受人が貸付契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (1) 貸付契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無
 - (2) (1)が有の場合、その金額（必要に応じて、資金使途、金利、履行条件等）
 - (3) (1)が有の場合、履行状況（遅延の有無、遅延履歴及び期限の利益喪失の有無）
- 3 借受人が貸付契約に基づく債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
 - (1) 貸付契約に基づく債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
 - (2) (1)が有の場合、その内容

宮城県公営企業管理者 殿

年 月 日
 借受人 住所 氏名
 年 月 日
 連帯保証人 住所 氏名

年 月 日
 連帯保証人 住所 氏名
 印

様式第二十三号備考を次のように改める。

備考

- 1 買受人及び連帯保証人の印については、印鑑証明書を添付すること。
 - 2 売買（交換）物件の全部又は一部を事業のために使用する場合で、連帯保証人が個人である場合は、別紙を添付すること。
- 様式第二十三号に別紙として次のように加える。

別紙

買受人は、連帯保証人に対して保証委託をするに先立ち、民法第465条の10第1項各号に基づき下記1から3までの情報の提供を行い、連帯保証人は、当該情報について提供を受け、理解したことを確認する。

- 1 買受人の財産及び収支の状況
- 2 買受人が売買等の契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

- (1) 売買等の契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無
 - (2) (1)が有の場合、その金額（必要に応じて、資金使途、金利、履行条件等）
 - (3) (1)が有の場合、履行状況（遅延の有無、遅延履歴及び期限の利益喪失の有無）
- 3 買受人が売買等の契約に基づく債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (1) 売買等の契約に基づく債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするもの有無
 - (2) (1)が有の場合、その内容

宮城県公営企業管理者 殿

年 月 日
借受人 住所 氏名

印

年 月 日
連帯保証人 住所 氏名

印

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。